

## 訪問看護を受けるには？

### ご利用いただける方

病気やけがなどにより、ご家庭内で寝たきりの状態にある方、またはそれに近い状態である方。また、主治医の指示やケアプランで訪問看護が必要とされた方。

### 訪問看護を受けるには

訪問看護は介護保険・医療保険のどちらも受けることが可能です。なお、訪問看護の開始には主治医の先生から交付される「訪問看護指示書」が必ず必要となります。

### お申込み方法

#### 申請

サービスを利用するには看護が必要な状態であることの認定を受ける必要があります。

**必要な書類** 介護保険被保険者証

**申請する場所** 市町村の介護保険課窓口

申請は本人でないとできませんか？  
本人、または家族ができない場合は指定居宅介護支援事業者等による申請代行サービスもあります。

訪問  
調査

**訪問調査を受ける**  
調査員が家庭を訪問し、心身の状態などを調査します。

主治医  
意見書

**主治医の意見書を提出**  
申請時に指定した主治医が、意見書を書きます。

介護認定  
審査会

訪問調査の結果と主治医の意見書に基づき、介護認定審査会で、どれくらいの看護を必要とするか判定します。

看護サービス  
利用開始

**サービス事業者と契約します**  
看護サービス利用料の自己負担は、看護を受けた費用の1割です。特別養護老人ホーム等の施設介護サービスでは、居住費、食費なども自己負担となります。

看護サービス  
開始後

- 介護保険の申請をして利用できるのは、原則申請から6か月となります。
- 引続き看護サービスを利用したい場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、自治体窓口で更新申請を行います。
- 改めて、調査・審査がおこなわれ、介護認定されます。
- この更新の際、身体状況に変化があり、介護度が変わった方は、新しいケアプランが作成され、サービス内容が変わることになります。

# ふわり

ヘルスケアグループ

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 4-1-18  
M・K 高津駅前ビル 3F  
FAX:044-455-7028 (共通)

## ケアプランステーションふわり

TEL:044-455-7332

営業時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時  
※祝祭日・年末年始を除く

介護保険指定事業所番号 1475301980

## 訪問介護ステーションふわり

TEL:044-455-7352

営業時間 午前8時～午後10時

介護保険指定事業所番号 1475301972

### ■サービスの地域

川崎市高津区・中原区・宮前区・多摩区の一部

### ■所在地



# 訪問看護 のご案内

わが家でうける良質の医療

訪問看護ステーション

# ふわり

介護保険指定事業所番号 1465390133

〒213-0001  
神奈川県川崎市高津区溝口 4-1-18 M・K 高津駅前ビル 3F  
Tel. 044-455-7087 Fax. 044-455-7028

営業時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分  
※祝祭日・年末年始を除く